

平成23年4月25日

(教室・施設使用団体)

「いちよう祭」期間中の課外活動行事
各実施団体責任者 殿

学 生 部

平成23年度「いちよう祭」期間中の課外活動行事の
実施に係る注意事項について（通知）

「いちよう祭」期間中の課外活動行事の実施にあたって、各実施団体責任者は下記事項を遵守
するよう十分注意してください。

記

1. 各実施団体の責任者は、恒常的に火気等の監視及び施設の損傷防止にあたること。
2. 事故等が起きないように安全管理に十分配慮すること。特に飲酒方法及び飲酒量に注意し、未成年者にはアルコール類を販売しないこと。【一気飲み厳禁】
3. 食品を扱う団体は、食中毒（特にO157）の発生の予防及び異物混入等には、より一層十分な注意を払うこと。
また、特に食材については、冷蔵庫で保管（教室内ではクーラーボックス使用）する等腐敗しないように十分注意すること。
【細菌性食中毒予防の三原則】
①細菌をつけない→清潔 ②細菌をふやさない→迅速・冷却 ③細菌をやっつける→加熱
4. 体調不良者は、無理をせず自宅待機するよう周知徹底するとともに、開催中に体調不良を訴える者が出た場合は、直ちに帰宅させること。
また、うがいや手洗いを十分行うとともに、各建物出入口等に設置している消毒用アルコールの使用を励行すること。
5. 各施設とも使用時間は、午前8時30分から午後5時までとする。
開始及び終了時間は必ず厳守すること。
なお、使用する施設、備品、土地、道路等は当該管理部局の使用上の注意事項を厳守すること。
6. 使用講義室に備え付けの机、椅子等の備品は、建物外へは持ち出さないこと。
7. 電気器具は、電気容量に留意して使用し、退室時には電気器具のコードをコンセントから必ず抜いておくこと。
なお、コードを抜いた場合、支障が出るものは、器具を設置している室名、場所、器具名及び理由を、あらかじめ大学祭中央実行委員会へ届け出ること。届出のないものについては、全てコードを抜くので、注意すること。
8. 掲示物を壁面等に貼る場合は、はがしやすい養生テープ（ガムテープは厳禁）で貼り、糊付けは絶対にしないこと。
また、黒板には画鋲やテープ等を使用して掲示物を直接貼らないこと。

【裏面へ続く】

9. 講義室を使用した場合は、最後に退出するものは必ず火気のないことを確認し、出入口及び窓の戸締まりを行うこと。
10. 本行事関係の排出ゴミは、指定された場所に収集すること。
なお、会場周辺等の既設のゴミ捨場には絶対に捨てないこと。
11. 使用施設、備品等を滅失・破損した場合は必ず申し出ること。
事情を調査のうえ弁償を要請する場合もあるので、注意すること。
12. 本行事のために入構の許可を受けた車輛以外の車輛入構は行わないこと。
許可を受けた車輛は、指定された場所に駐車すること。
(違反車輛がある場合は、来年度以降の入構を許可しないことがある。)
13. 行事終了後すみやかに使用場所の後片付け作業を行い、実施前の原状に戻し、講義に支障がないように十分配慮すること。
14. 後片付けは、5月4日(水)に大学祭中央実行委員会の指示により後片付け作業を完了すること。
なお、後片付けの確認を大学祭中央実行委員会及び当該講義室等の使用団体関係者で行い、再度、学生部職員、大学教育実践センター及び大学祭中央実行委員会で点検を行う。
15. 後片付け作業は、次の要領で行うこと。
 - ① 使用講義室等の後片付けについて
講義室等の机、椅子、暗幕等を使用前の状態に戻し、掲示物は全て撤去し、必ず室内の清掃(机上のふき取りを含む)を実施すること。
 - ② 立て看板・ビラ等の撤去について
課外活動関係の立て看板・ビラ等は、全て撤去すること。
 - ③ 言語文化研究科玄関前広場、浪高庭園、文法経講義棟周辺道路等の後片付けについて
本行事関係の物品を全て撤去し、清掃すること。
 - ④ その他行事に使用した施設、備品等の後片付けについて
大学祭中央実行委員会の指示により片付けること。

平成23年4月25日

学生団体各位

学生部豊中学生センター

いちよう祭期間中の大学構内での宴会行為について

いちよう祭期間中に、例年、深夜まで宴会（飲み会）を行う団体がありますが、騒音など、近隣住民の方々に多大な迷惑をかけ、近隣住民から苦情が寄せられることがあります。

また、このたびの東日本大震災の発生に伴い、大学祭中央実行委員会から大学に対して、学内での打ち上げや宴会については、今回、特に厳しく注意喚起を行うことが示されています。

つきましては、大阪大学の一員として、大学構内での宴会行為は厳に慎むとともに、もしそのような宴会行為を見かけた場合にあっては、各団体がお互いに注意しあうようよろしくお願いいたします。